



ハイチ革命研究序説 (III) :
奴隷蜂起とトゥサン・ルヴェルチュール

メタデータ	言語: jpn 出版者: 公開日: 2012-11-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 浜, 忠雄 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.32150/00003277

ハイチ革命研究序説 (Ⅲ)

—— 奴隷蜂起とトゥサン・ルヴェルチュール ——

浜 忠 雄

はじめに

前々稿「ハイチ革命研究序説(Ⅰ)—— 黒人奴隷制, 法と現実 ——」(本誌第 35 巻第 1 号)および前稿「ハイチ革命研究序説(Ⅱ)—— プランテーションと奴隷 ——」(本誌第 36 巻第 1 号)における予備的考察をもとに, つぎに, ハイチ革命の展開過程の検討に移るが, 本稿では, ハイチ革命の序曲となった 1791 年 8 月の奴隷蜂起を中心に扱うこととする⁽¹⁾。

註

- (1) ハイチ革命の研究史については, のちに改めて整理を試みるつもりだが, 以下に, 筆者が依拠した研究文献のうち, 主としてハイチ革命ないしトゥサン・ルヴェルチュールを主題としたものを列挙しておく (以後, 行論中で引用する際は, 著者名とページのみを示し, 書名を省略する)。

J. Redpath (ed.), *Toussaint L' Overture : biography and autobiography*, (1863, Boston, Rep., 1971, New York); J. N. Léger, *Haiti, her history and detractors*, (1907, Rep., 1970, Negro U. P.); T. Lothrop Stoddard, *The French Revolution in San Domingo*, (1914, Boston, Rep., 1970, Negro U. P.); T. G. Steward, *The Haitian Revolution, 1791 to 1804, Or side lights on the French Revolution*, (1914, New York, Rep., 1971, New York); J. G. Leyburn, *The Haitian People*, (1941, New Haven); C. L. R. James, *The Black Jacobins. Toussaint L' Overture and the San Domingo Revolution*, (1938, 2nd ed., 1963, New York); R. Korngold, *Citizen Toussaint*, (1965, New York); E. C. Michel, *La Révolution Française y Santo Domingo*, (1969, Santo Domingo); A. Césaire, *Toussaint Louverture. La Révolution Française et le problème colonial*, (1962, Paris); R. Syme, *Toussaint, the black liberator*, (1971, New York); George F. Tyson, Jr., *Toussaint L' Overture*, (1973, New Jersey); Thomas O. Ott, *The Haitian Revolution, 1789-1804*, (1973, Tennessee U. P.)

わが国でも, ハイチ革命のことはトゥサン・ルヴェルチュールの名とともに, 近年ようやく多くの人に知られるようになってきており, 例えば, 吉村徳蔵・黒羽清隆・宮原武夫・梅津通郎『授業の役にたつ話・歴史のとびら』(日本書籍, 1982 年)は, 中学・高校の歴史教材のひとつとして, 「黒人奴隷とフランス革命——ハイチの呼び」を紹介するに至っている。しかし, ハイチ革命に関する本格的な研究は得られておらず, ラテン・アメリカ史の概説書などで割かれる分量も多くはない。邦訳書では, E・ウィリアムズ『コロンブスからカストロまで——カリブ海城史, 1492-1969』(川北稔訳, 岩波書店)中の「くたばれ, 植民地主義も奴隷制も——ハイチ革命」(邦訳(1), 307~331 頁)が最も詳しいが, 政活過程の叙述はやや物足りない。児童文学の領域になるが, トゥサン・ルヴェルチュール伝として, 古くは, 「黒偉人」(『少年園』, 明治 23 年 11 月, 第 5 巻第 49 号別冊付録, 著者不詳)が, また近くは, 乙骨淑子『八月の太陽を』(理論社, 1966 年, 愛蔵版 1978 年)がある。前者は明治期の日本人によるトゥサン像として興味深いし, 後者も, 人物名の表記方法や奴隷蜂起を「1792 年 8 月 22 日の夜」としている点(愛蔵版 21 頁, おそらく, 前出「黒偉人」における記述がそうになっている(8 頁)のをそのまま踏襲したものと思われる), あるいは, フランスによる黒人奴隷制の廃止をルイ 16 世処刑(1793 年 1 月 21 日)の直後としている点(44 頁)など, いくつかの誤まりを含むとはいえ, 一読に値する力作である。外国文学の翻訳では, アンナ・ゼーガースの『ハイチの 3 人の女』(Drei Frauen aus Haiti), 『ハイチの宴』(Hochzeit von Haiti)

の両作品（いずれも、新村浩・初見昇・井上正篤訳『ハイチの物語』、明星大学出版部、1984年に収録）が黒人奴隷制植民地社会とハイチ革命の様子をよく伝えており、また初見昇「史実の発掘——『ハイチの宴』」（道家忠道・上野修・長橋美子他『アンナ・ゼーガースの文学世界』、三修社、1982年所収）は、作品解説の域をこえて、ひとつの「ハイチ革命論」となっており、重要である。ハイチ革命に言及しながら、今日のハイチにおける貧困の問題を論じたものとしては、緒方靖夫「ハイチ取材ノート——『黒人スバルタックスの乱』、黒人最初の共和国から世界最貧国へ」（日本共産党中央委員会出版局『世界政治』、No. 668、1984年5月上旬号、17～24頁）が、簡にして要を得ている。

なお、フランス革命議会における植民地問題あるいはハイチ革命への対応については、旧稿「フランス革命の植民地問題——黒人奴隷制の廃止をめぐる論争——」（『歴史学研究』、第419号、1975年）における考察と重複する箇所があることを、あらかじめおことわりする。

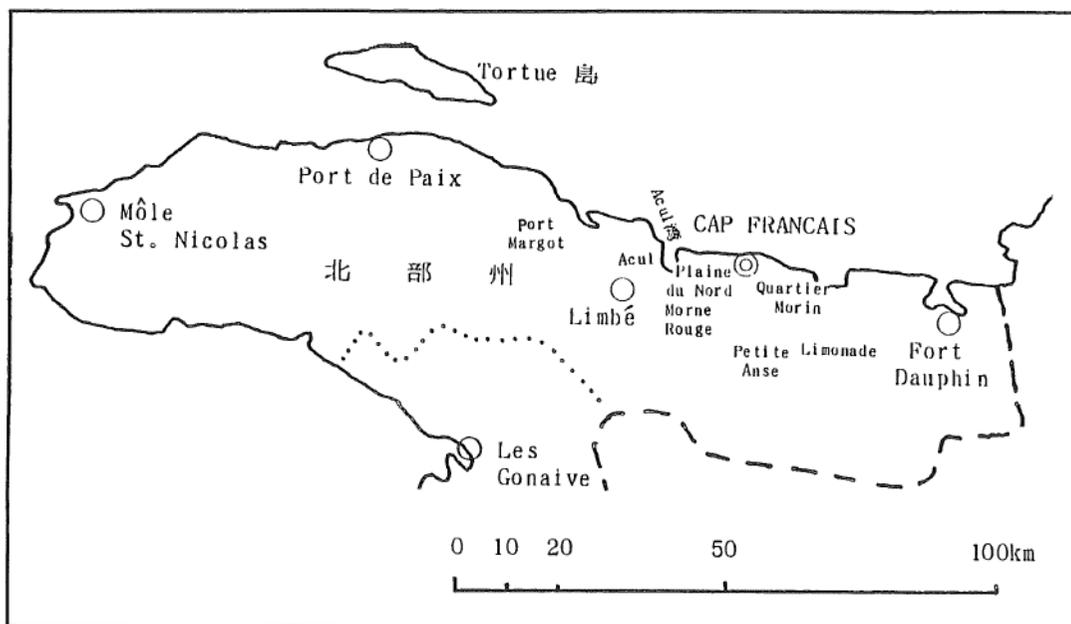


図1 北部州の主要地名

1 1791年8月の奴隷蜂起

1791年10月27日午前、フランス革命の国民議会において一通の書簡が書記官によって朗読された。書簡は、ヴォージュ県選出の代議員フランソワ・ドゥ・ヌフシャトオが国民議会に宛てたものである⁽¹⁾。

「昨日、ボルドーから、サン＝ドマングの黒人が蜂起したとの悲しいニュースを受けとった。ここに、植民地全体議会（後述参照——筆者、以下も同じ）がレ・ケーユ市（サン＝ドマング南部の州都）当局に宛てた8月25日付の手紙の写しを添付する。この手紙の内容については、ボルドーの貿易商人アカール氏所有の《フェルム号》の船長ランジュヴァン氏が確認しているところである。この蜂起がどうして起ったかを詮索している場合ではない。サン＝ドマングとフランスを救うことが問題である。植民地の危機は国民の危機である。サン＝ドマングは、こうした戦争に長期間耐えうるだけの十分な軍隊を持っていない。私は、ただちに植民地委員会を開催して、適切な方策を国民議会に提案すべきだと考える。かかる重大な状況下にあっては、一刻も時を失っ



図2 1791年8月の黒人蜂起(当時の図版)
 (出典) G. Hanotaux et A. Martineau, *Histoire des Colonies Françaises
 et de l'expansion de la France dans le Monde*, (1930-1933,
 Paris), t. 1, p. 514

てはならない。」

つづいて、「植民地全体議会在レ・ケーユ市当局に宛てた8月25日付の手紙」も朗読された。

「とり急ぎ、この数日私どもを悲しませている残酷で不幸な出来事についてお知らせします。数日来、相当数の奴隷ニグロが蝟集しております。彼らは、通過するいたる所で火を放ち、白人を片端から惨殺しているのです。ルケー地区とランベ地区が、この謀叛の中心になっています。情勢からして、この陰謀は植民地の全域に拡がること必至と察せられます。すでに、ル・カップ〔北部の州都〕の愛国的第一線部隊を出動させました。最新の情報によると、一度の攻撃で100人のニグロが殺され、逃げた者も目下追撃中とのことです。貴下におかれては、現在われわれを悩ませている災禍から免れるため嚴重なる監督をなす必要を察知いただけたかと存じます。本書状に認めましたこの事件につき、すべての行政区(paroisse)に報知する余裕がありませんので、本書状の写しを各行政区に送付していただきたくお願いいたします。全体議会成員。署名、議長ジュベール、書記アルディヴィリエール」

これが、8月22日夜に始まったサン＝ドマング黒人の蜂起について、フランスの国民議会が得た最初の情報である。蜂起からすでに2ヶ月以上経過した時点である。ただちに、植民地委員会と海上委員会の合同委員会が召集されたが、新たな情報は得られず、国民議会には次のように報告したにとどまる。——サン＝ドマングの軍隊は「アルトワ大隊」、「ノルマンディー大隊」、「ル・カップ連隊」、「砲兵隊」など総勢1,500である。武装コロネで編成される国民軍は植民地全域に散在しているため、にわかには集結するのは困難であろう。総督からの公文書はまだ届いていない。報告がないのは、あるいは、深刻な事態ではないということかも知れない⁽²⁾。

しかるに、ブランシュランド総督からの最初の公文書報告である、「9月2日付、ル・カップ発、海上大臣宛書簡」が国民議会に届いた。11月8日のことである。いささか長文になるが、奴隷蜂起

の様子を伝える数少ない史料のひとつなので、引用しておきたい⁽⁴⁾。

「私は、この急送公文書を大臣に送るにあたって、ジャマイカに向けて出帆する船を利用して、イギリス経由でフランスに届けてもらうようにしました。私は、私たちが遭遇している恐ろしい不幸について報告しなければなりません。

去る8月22日、私は北部州議会〔後述参照〕の要請で、前夜警備隊が逮捕した数人の白人と有色自由人 (personnes de couleur) の供述に立合いました。彼らの供述から、私は、とくにル・カップに対して陰謀が企まれていると確信しました。ただそれが、白人によるものか、混血児または自由黒人によるものか、はたまた奴隷によるものかは、正確に判断できませんでした。当夜はル・カップの居住地 (habitation) への放火の話でもちきりでした。この町では放火がくり返し起り、それが白人を虐殺する合図となること必定でした。この恐ろしい陰謀を知って、未然に不幸を防止する方策がとられました。23日の朝、多数の住民が田舎の居住地を逃れてル・カップに避難してきました。彼らが告げたところによると、多数の労働群 (atelier) が蜂起し、多くの白人が殺され傷つけられたとのことでした。私は、ル・カップ駐在の擲弾兵中隊に命じ、また愛国的竜騎兵を呼集して、プレーヌ・デュ・ノールのノエ (Noé) の居住地に派遣しました。私は、各隊の隊長に、労働群をその義務に復させるに適当と判断される措置をとるように命じました。州議会は州議会、同じ目的から、ル・カップの近くのオー・デュ・カップに騎兵と志願兵を派遣しました。私は、ル・カップ駐在の分遣隊にアキュル湾の哨所を占領させました。

こうした処置をとったことで町は少し平静をとり戻したものの、黒人たちがいくつもの居住地に火を放ち、プレーヌ・デュ・ノールを奪取したとの情報で、再び混乱に陥ってしまいました。千名もの黒人が集合し、その数はどんどん増え続けているとも言われました。私は、アキュル湾に2日間駐留した分遣隊を増強させました。しかし、さまざまな労働群が蜂起に合流しているとの情報を得ました。全体議会と州議会が私に証言したところによると、ル・カップには8千ないし1万の雄のニグロ (nègres mâles) が住んでいることが最大の脅威でありました。こうしたことから、私はアキュル湾の分遣隊を召還してル・カップを包囲させることにしました。この移動の間に約50人の黒人が殺されました。ル・カップで開催されたサン＝ドマング全体議会は、北部州が最も危険な状態にあるとの判断から、また愛国的軍隊が指令官を信頼していないと知らされ、そして、そのような精神状態では、軍隊の団結がなによりも必要な時に、軍隊を無気力にしてしまうとの判断から、私に、公共の安全が求めることを準備し、そのために必要となるあらゆる命令を発する権限を与えました。〔以下で、総督がとった軍事の方策が述べられているが、省略する〕途中だが、いくらかコメントする。蜂起の経緯を正確に再現するのはきわめて困難だが、のちにギャラン・クローンが作成した『サン＝ドマングの騒擾に関する報告』(共和暦第5年)によって、ブランシュランド報告と重複しない範囲で、補足しておきたい。

「8月11日にシャボォなる人物が所有するプランテーションに放火したとの容疑で、8月20日に逮捕された黒人奴隷のフランソワは次のように供述した。——8月14日の日曜日、モルヌ＝ルージュにあるル・ノルマンのプランテーションでニグロの代表者の集まりがもたれた。そこには、ポール＝マルゴ、ランベ、アキュル、プチ＝タンヌ、プレーヌ・デュ・ノール、カルチエ・モラン、モルヌ＝ルージュなどの地域にあるプランテーションからそれぞれ2名の代表が集まった。目的は、かねてから計画していた蜂起の日取りを決めることだった。初め、その夜に決行するという意見が強かったが、準備に時間が必要だということで、8月22日の夜にすることになった⁽⁴⁾」

この集会のことを、普通、「カイマン森の誓い」(serment du Bois Caïman)と呼んでいる⁽⁶⁾。別の供述によれば、集まった代表者はいずれも「監督者」(commendeur)で、その数200名ともいう⁽⁷⁾。(とすれば、おおよそ100のプランテーションが集結したことになる)が、真偽のほどは判らない⁽⁷⁾。もとより、奴隷によるこのような集会(集合)は、黒人法典をはじめとする治安立法が厳しく禁止し、厳罰の対象としてきたものである⁽⁸⁾。しかるに、かなり広範囲な(フランソワの供述に従えば、集合地を中心に半径25ないし30キロメートルにも及ぶ)地域から、相当数の代表者が取締りの網をぬって集結し、成功的に集会を開催するには、それ自体、きわめて周到かつ綿密な計画と準備を要したろうこと(日曜日の夜が選ばれたこともそのひとつだが)は想像に難くないが、実際にどのような手だてが取られたかまでは定かでない。ともあれ、8月22日の蜂起が計画的なものであったことは間違いない。

「8月22日、夜10時。アキュルで行動が開始された。チュルパ/フラヴィルが所有するプランテーションを脱出した奴隷たちは、近くのクレマンのプランテーションの奴隷と合流、ここで、ブックマンとオーギュストを指揮官に選び、ついでトゥルメのプランテーション、ノエのプランテーションへと移動していった。ノエのプランテーションでは管理人⁽⁹⁾と製糖場主を殺害し農園に火を放った。ランベに偵察に来ていた兵士がアキュルの方角に火の手があがるのを目撃している。蜂起は、「燎原の火」そのままに、ランベ、ポール＝マルゴ、プチ＝タンズ、カルチエ・モラン、リモナード、プレザンス、プレーヌ・デュ・ノールに拡大し、ル・カップの近郊は炎に呑みこまれ、その炎はル・カップから真昼でも赤々と見えたという。23日の朝までに殺害されたプランテーション所有者、管理人、製糖場主は37名に達した。他の白人も逃げ遅れた者はほとんど殺されたが、奴隷に慕われていた白人で死を免がれた者もあった。蜂起した黒人はル・カップへと向かった。その数12,000人から15,000人であったが、パニックに陥ったル・カップの住民は4万とも5万とも噂し合った。奴隷の3分の1はプランテーションで奪った銃を持ち、その他の者もさまざまな労働用具で武装していた。ル・カップに至る道路はほとんどが遮断された。そのため、植民地議会に出席のため西部州のレオガンヌからル・カップに向った議員はスペイン領を経由しなければならなかったほどで、そのうちの2人はル・カップ到着前に奴隷の激怒の犠牲となった。……9月末までに北部州では、砂糖園が200、コーヒー園600が破壊された⁽¹⁰⁾。」

1791年8月の蜂起の中心人物として、ブックマン、ピアスー、ジャン・フランソワらの名が知られている。とくに、9月初めに捕えられたブックマンは、「叛徒の首領ブックマンの首」と表示されてル・カップの広場に晒されたという。もともとジャマイカからの逃亡奴隷であったブックマンは、前々稿にふれたように、アフリカにおける精霊信仰に起源をもちサン＝ドマングの黒人奴隷の間に深く浸透していたヴードゥー教の第1の祭司(papaloi)と目された人物であった。この点は、8月の蜂起の性格を知るうえで重要である。従来の抵抗運動の主流をなしたのは、「マカンドル事件」に代表されるように、逃亡奴隷による小規模でかつ散発的な「反抗」であって、今回のような大規模な奴隷の蜂起はまったく知られていない⁽¹¹⁾。しかるに、ヴードゥー教のもつ宗教的影響力は、今や、黒人奴隷を集団的・全域的な蜂起へと組織する決定的な原動力となったのである⁽¹²⁾。

さて、再びプランシュランドの報告書に戻ろう。

「24日、私はスペインの司令官ニュネス、ペピンの両氏に援助を求めため書簡を認め、彼らの指揮下にある軍隊を国境周辺に進軍させるよう、またフランス軍からの求めがあったときは、これと合流するよう要請しました。また、私は両司令官に〔スペイン領〕サント・ドミンゴ総督宛の書簡を託し、われわれの不幸について知らせるとともに、フランス・スペイン両国間に締結された条約の第9条⁽¹³⁾に基づき援軍を派遣するよう懇請した。……また同日、私は〔イギリス領〕

ジャマイカ総督およびアメリカ合衆国大統領に書状を書き、援軍を要請した。これは、植民地議会の決定に従ったものであり、植民地議会も別途にジャマイカと合衆国に対して同様の要請をなすべく特使を派遣した。返答はまだ到着していない。ただペピン氏からは、ただちに軍隊を国境に集結させ、命令があり次第フランス領に進駐される旨、約束してきた。しかし、この援軍はきわめて少数である。……

植民地議会は、植民地がきわめて危険な状態にあり、とくにル・カップ周辺では労働群が全面的な蜂起状態にあることにかんがみ、また、災禍が荒れ狂い、この上なく恐ろしい様相を帯び始めているとの判断から、愛国軍の危難と辛苦を共有したいとの有色自由人の申し出を受けて、彼らの援助を受け入れることにした。彼らは忠誠の証しとして妻子をわれわれに預けたのだった。目下の状況にあって賢明なこの措置は、私に、反乱を鎮圧できる望みを与えるものでした。実際、彼らは奴隷を恐れ、奴隷の気質というものを熟知しているから、奴隷の計画を思いとどまらせることができるであろう。彼らはまた、愛国軍にとってなよりの慰めでもある。〔以下で、再び各地での作戦行動が述べられている。省略〕

私は、貴下に、私がジャマイカに対して銃6千丁、小銃1千丁、サーベル1千本を要請したことについて報告しなければなりません。私たちの兵器庫には、火薬と弾丸がまだ蓄えがあるほかは、ほとんど何もない状態です。すぐに補給していただきたくお願いする次第です。

今日のところは、私たちが必要としているものすべてについてお知らせすることができませんが、あらゆるものが無限に必要になっています。兵器庫には銃も小銃もサーベルもないのです。……さしあたり、銃を1万5千丁、小銃6千丁、規律ある兵士を6千人、戦艦3隻、警備艦と護衛艦を各2隻、騎馬用鞍6千、手綱6千をお送りいただきたい。以上、蜂起が3つの州に拡大したときに必要になるものの、おおよその見積りであります。署名、ブランシュランド」

ここで注目したいことのひとつは、公文書報告の作成までに10日間の時日を要しているにもかかわらず、他方、蜂起から2日後の時点ですでにスペイン領サント・ドミンゴ、イギリス領ジャマイカ、アメリカ合衆国に対して援助要請がなされていることである⁽¹⁴⁾。とりわけ、植民地市場の覇権をめぐるフランスと対抗関係にあるイギリスに対して、ほとんど躊躇することなく援助を求めているのは、利敵行為の謗を免れないところである。事実、ジロンドの領袖ブリッソは1791年12月1日の国民議会において、「諸君、いまやヴェールを剥がねばならない。罰すべきは黒人の反乱ではなく、白人の反乱なのである」と演説し、「フランスを裏切った」「売国的」全体議会の解散と、全体議会の主要メンバーおよびブランシュランド総督の本国召喚を提案することとなる⁽¹⁵⁾。

もうひとつ、奴隷蜂起の鎮圧のために有色自由人の側から白人との提携が提案された事実にもあらかじめ注意を喚起したい。だが、その点に関しては、のちにサン・ドマングの階級構成を論ずる際に改めて問題にする。

ところで、8月22日の夜に開始された蜂起に、いったいどの程度の黒人奴隷が加わったものか。彼ら自身の手になる史料が皆無のため、ここでも、もっぱら白人コロンの植民地議会による私信や報告書に——それも数多く得られるわけではないが——頼るほかないが、管見しえた1791年末までの断片的史料を列挙することで、一応の目安を得ておきたい。

(イ) 「5万人の黒人が蜂起し、白人300人が虐殺され、218の居住地が焼失した」(1791年11月5日ボルドーの住人ラビー・デュ・モロオに届いた私信。発信地・月日とも不詳⁽¹⁶⁾)

(ロ) 「10万人の黒人が蜂起し、200以上の砂糖園に火が放たれた」(サン・ドマング全体議会から国民議会への報告。発信月日不明。国民議会には11月16日に到着⁽¹⁷⁾)

(ハ) 「北部州でニグロが蜂起した8月23日以来、私たちはみな、死とこの上なく恐ろしい苦しみ

に直面しています。私たちは、火と合口と毒に包囲され、追いたてられております。蜂起した15万人以上のニグロは私たちの財産と生命を左右する鍵を握っているのです」(11月1日付、フォー・ドーフアン発。エチエンヌ・カミュからジャン＝バチスト・エケへの私信⁽¹⁸⁾)

(二)「依然として全容をつかめませんが、少なく見積っても、蜂起した黒人は5万人以上になり、白人が千名以上も殺されました。損害額は4億リーブルにのぼるものと思われます」(11月29日付、ル・カップ発。国民議会が派遣した特使からの報告⁽¹⁹⁾)

研究文献における叙述も、5万人、10万人などとまちまちである⁽²⁰⁾。しかし、仮りに蜂起に合流した黒人を控え目に5万人としても、それは、北部州の黒人奴隷人口約17万人(モロ・ドゥ・サン＝メリによる⁽²¹⁾)の3割ということになるのであり、まことに驚異的な(少なくとも筆者にはそう思える)規模であった。

註

- (1) *Archives Parlementaires de 1787 à 1860. Recueil complet des débats législatifs et politiques des Chambres*, fondé par Mavidal, Laurent et Blavel, 1^{re} Série (1787-1799), t. XXXIV, pp. 437-438
- (2) *Ibid.*, pp. 455-456
- (3) *Ibid.*, pp. 696-698
- (4) Garran Coulon, *Rapport sur les troubles de Saint-Domingue*, (an V, Paris), t. II, pp. 211-212
- (5) 研究者によっては、この8月14日の集会についてふれていないものもある(例えば、James, Tyson, Ott など)。筆者は、Léger, p. 50; Korngold, pp. 67-68, 331; Stoddard, pp. 129-130; Steward, p. 24; Michel, pp. 40-41などを参照。なお、Césaire, p. 178は「カイマン森の誓い」を8月22日の夜のこととしているが、これはおかしい。
- (6) Coulon, *op. cit.*, t. II, p. 212
- (7) Korngold, p. 68は、この、200人の「監督者」という供述の真实性に疑問を呈している。
- (8) 筆者前々稿、11-12頁参照。
- (9) ノエのプランテーションの管理人を殺害したという記述には疑問が残る。管理人のベヨン・ドゥ・リベルタは当日・カップに出向いていて不在だった(後述も参照されたい)。
- (10) Coulon, *op. cit.*, t. II, pp. 212-218. 北部州の農園数は、Moreau de Saint-Méry, *Description topographique, physique, civil, politique et historique de la partie française de l'Isle de Saint-Domingue*, (1797-1798, Philadelphie), t. 1, p. 106によれば、砂糖園288, コーヒー園2,009であった。奴隷蜂起から1ヶ月余りで砂糖園の7割、コーヒー園の3割が破壊されたことになる。北部州の砂糖園はサン＝ドマング全体の中でも重要な比重を占めたから、この影響は大きく、フランス本国では1792年初頭には、砂糖不足のため暴動が頻発することになる。
- (11) G. Midlo Hall, *Social control in slave plantation societies. A comparison of St. Domingue and Cuba*, (1971, Baltimore and London), p. 62. また、筆者前々稿、12-13頁も参照されたい。
- (12) 蜂起した黒人奴隷たちは、集会や行軍の際に、次のような歌を口にしたといわれる。
《Eh ! Eh ! Bomba ! Heu ; Heu ! / Conga, bafio té ! / Conga, mouné de lé ! / Conga, do ki la / Conga, li ! 》
アフリカ・コンゴに起源を有するものようだが、いまだ定訳は与えられていない。James, p. 18では、《We swear to destroy the whites and all that they possess ; let us die rather than fail to keep this vow》と訳出されている。Césaire, pp. 178-179は、《Eh, serpent Mbumba / Arrêtez les noirs / Arrêtez les blancs / Arrêtez les ndoki (=sorcier) / Arrêtez les 》(Mgr. G. Cuvelierによる訳) および《Eh ! Eh! Bomba ! Eh ! Eh ! / Je conjure les noirs ! / Je conjure les blancs ! / Je conjure les esprits ! Alla / Conjure-les ! 》(Ortizによる訳)の、ふたつの訳例を紹介している。
- (13) ここにいう、フランス・スペイン間の条約とは、1777年6月3日のそれであろう。この条約は主として逃亡奴隷の相互送還について定めたものだが、第9条では、「[エスパニョラ]島の防衛は共通の利益 (cause) である」として、仏領サン＝ドマングと西領サント・ドミンゴの一方が、不慮の戦争または攻撃を受けたとき、もう一方は、人員、金銭、軍隊、軍需品、食糧その他の必要物資の援助を与えることをうたっている。参照、Saint-Méry, *Loix et constitutions des colonies françaises de l'Amérique sous le Vent*, (1784-1790, Paris), t. V, pp. 771-777

- (14) 植民地議会の議事録によれば、なによりもまず本国に報告すべきだという議論はなかったという。Coulon, *op. cit.*, t. II, pp. 218f
- (15) *Archives Parlementaires*, t. XXXV, pp. 473-490
- (16) F. Thèse, *Négociants bordelais et colons de Saint-Domingue. 《Liaison d'habitation》. La maison Henry Romberg, Bapst et C^{ie}, 1783-1793*, (1972, Paris), p. 154
- (17) *Archives Parlementaires*, t. XXXV, p. 87
- (18) F. Girod, *Une fortune coloniale sous l'ancien régime. La famille Hecquet à Saint-Domingue, 1724-1796*, (1970, Paris), p. 190.ただし、Girodは、15万人は多すぎると註記している (p. 193).
- (19) *Archives Parlementaires*, t. XXXVII, pp. 458-461
- (20) Girod, *op. cit.*, p. 193では5万人、Ott, p. 48; Tyson, p. 10; James, p. 96では10万人と書かれている。
- (21) Saint-Méry, *Description*, t. 1, p. 106

2 トゥサン・ルヴェルチュール

トゥサン (François Dominique Toussaint) は、8月の蜂起がおこったとき、プレーヌ・デュ・ノールのブレダに居た。彼は、もともと、ほかならぬノエ伯所有の奴隷であった。トゥサンは8月14日の集会および22日の蜂起にすでに主謀者のひとりとして加わっていたとする説もあるが、最近の研究の多くは、この点については懐疑的ないし否定的であって、彼が蜂起に合流する時点をブックマン処刑の約1ヶ月後とするのが普通である⁽¹⁾。

ここで、トゥサンの人となりについて簡単にふれておこう。

トゥサンの生年は確定できていないが、1743年説、1744年説が有力である⁽²⁾。母はポリヌ (Pauline)、父はゴギーヌ (Gauguine) といい、ふたりともアフリカ西海岸に生まれたが、奴隷貿易によりサン＝ドマングに連行され、ノエ伯所有のプランテーションの奴隷となった。父方のルーツは現在のベニンにあったアラダ王朝の首長 (一説では軍司令官)まで遡ることができるという。ゴギーヌは若干の土地と5人の奴隷を与えられて、解放奴隷となった (年次不詳。一説ではトゥサン7歳の時)。

トゥサンは男5人、女3人の8人兄弟の長男であった。ノエ伯はいわゆる「不在プランター」であって、プランテーションの管理をベヨン・ドゥ・リベルタ (Bayon de Libertad⁽³⁾) に委ねていた。ベヨンは、管理人としては稀有な開明的で温厚な人物であつたらしく、またことのほかトゥサンを重用し、カトリックの神父につけて読み書き算術を習わせながら、自分の助手としたほどであった。34歳の時 (おそらく1777年頃)、解放奴隷となったトゥサンは自ら小さなプランテーションを所有することとなり、また間もなくスザンヌ (Suzanne) という名の黒人女性と結婚した。スザンヌにはすでにプラシド (Placide) という男の子がいたが、のちトゥサンとの間にはイサック (Issac) とサン＝ジャン (Saint-Jean) のふたりの男の子が生まれる。



図3 トゥサン・ルヴェルチュールの肖像

トゥサンは、最初からルヴェルチュールと名のついていたのではない、おそらく、彼が蜂起に合流してのち、その中心的指導者となった1793年頃のことと思われる⁽⁴⁾。しかし、ルヴェルチュール(Louverture、またはL'Ouvertureと綴る場合もある、トゥサン自身は多くはLouvertureと署名しているが、まれにはL'Ouvertureとすることも有る)——英訳すれば《the opening》——の名の由来と意味については、これまた定説はない。「前歯が抜けていた」ためとする珍説(?)をはじめ、いくつかの解釈が試みられているが、比較的有力なのは、「敵の隊列・陣地を攪乱し突破する」軍事的才能を謂ったものとする解釈と、「自由(または運命)の扉を開く者」といった、いわば救世主的イメージを表現したものとする解釈である⁽⁵⁾。とりわけ興味深いのは、後者の解釈に付したコーンゴルドの説明である。彼によれば、ルヴェルチュールの名は、ハイチ黒人が歌うクレオール語の歌の一節にある《Papa Legba, ouvri barrière pour moins !》——英訳では《Papa Legba, open the gate for me !》となる——に由来するという。ところで、《Papa Legba》とは、ヴードゥー教の神のひとりであって、「運命の扉」(Gate of Destiny)の守護神にほかならない⁽⁶⁾。

トゥサン自身はカトリックに篤い信仰を持った人物であり、また、のちに彼によって制定された「仏領植民地サン＝ドマング憲法」(1801年)では、ローマ・カトリックが「公けに表明された唯一の宗教」(第6条⁽⁷⁾)とされたこともあって、トゥサンのヴードゥー教に対する態度は批判的ないし拒否的であったとされることが多い⁽⁸⁾。しかし、もしコーンゴルドの説明のとおりだとすれば、少なくともハイチ革命の初期の段階においては、トゥサンはヴードゥーイズムを許容し、むしろ積極的にそのエネルギーに依拠しようとしたとみることができようであろうか。

ところで、カトリシズムとともに、トゥサンの思想形成において重要な意味をもったものとして、カエサルやエピクテトスのものをはじめとする多くの書物があったこと、またとりわけ、トゥサンは、18世紀フランスの啓蒙思想家レナールの大著『両インド史』を「愛読書」として「くり返し読んだ」ことが頻々指摘される⁽⁹⁾。『両インド史』——詳題は『両インドにおけるヨーロッパ人の建設と通商にかんする哲学的・政治的歴史』(Guillaume Thomas François Raynal, *Histoire philosophique et politique des établissements et du commerce des Européens dans les deux Indes*, 初版1772年、第2版1774年、第3版1780年)——は、私見によれば、「植民地ないし植民地の問題を基軸とした『世界史』の試み」であり、「しばしば、18世紀における『反植民地主義の記念碑』とも『反植民地主義理論の兵器庫』とも特徴づけられることがあるように、近代ヨーロッパの植民地主義に対する弾劾の書⁽¹⁰⁾」であったが、とくにトゥサンとのかかわりでよく引用される有名な箇所は、第XI篇第24章「奴隷制の起源とその発展、奴隷制を正当化する根拠、これへの反論」中の次の一文である。

「奴隷たちは、彼らを抑圧している冒瀆的な羈絆を打ち砕くのに、諸君〔ヨーロッパの人びと〕の寛大も助言も必要としていない。……黒人たちに欠けているものは、ただ、彼らを報復と殺戮へと導く勇敢なる指導者だけである。

この偉人、人類への自然の賜物たるその人はいずこに、決してクラススにまみえることのない、このスパルタクスの再来はいずこに、……⁽¹¹⁾」

例えば、P・ドゥ・ラクローワによれば、トゥサンは、「内なる声が私にこう告げた。——黒人は自由であり、彼らは指導者を求めている。それ故、私が、レナール師が予言したこの指導者にならないのだ」と語ったとされており⁽¹²⁾、また、J・ファーブルは、「トゥサン・ルヴェルチュールは彼の出現が予言された件のページを好んで示したものだ」と書いている⁽¹³⁾。しかし、これを史料的に裏付けることはできないし、まことに困難である。この点、ガストン・マルタンはきわめて慎重に、トゥサンが『両インド史』を読んだ可能性はあながち否定しえないとしても、その時点で

彼が「黒人のスパルタクス」たらんとしたかどうかは不確かなことだとしており⁽¹⁴⁾、筆者もマルタンと同意見である。トゥサンは、たしかに「レナールが予言した、黒人の解放を成就すべく予定された黒人のスパルタクスであった⁽¹⁵⁾」ということは間違いない。しかし、それは、結果としてそう言えるにすぎないのである。

「黒人スパルタクス」トゥサンにとっての「クラッスス」は、ほかならぬナポレオンであった。トゥサンはナポレオンが派遣した軍司令官ル・クレルクの奸計によって捕えられ、1803年4月7日ジュラ山脈山中で獄死した。ちなみに、以来トゥサンの遺骨はフランスに安置されていたが、1983年、180周年を機会にハイチに返還された⁽¹⁶⁾。

註

- (1) 参加説を採っているのは Steward, pp. 24-25. 他方, James, p. 90 ; Césaire, p. 179 ; Syme, pp. 28, 34 ; Stoddard, p. 246 は明確に否定しており、とくに Syme は、トゥサンはブックマンの蜂起に批判的だったとしている (p. 32).
- (2) 1743 年説は Syme, p.19 ; Stoddard, p. 246 ; Redpath, p.36 のほか, Roland I. Perusse, *Historical Dictionary of Haiti*, (1977, Metuchen), p.99. このうちとくに Redpath は、月日まで示した説として 5 月 20 日説, 11 月 1 日説 (トゥサンとは「万聖」の意であることから) を紹介している。1744 年説は, Korngold, pp. 299-300 ; Tyson, p. 23. とくに Korngold は、牢獄記録に 1802 年の時点で 58 歳とあるのを根拠としている。Steward, p. 23 ; James, p. 90 ; Rodman, p. 9 らは生年を示さずに 1791 年の時点でのおよその年齢 (45 歳) を記している。
- (3) Bayon を Bayou, Libertad を Libertas または Libertat と記す例もあるが、ここでは、表記のようにした。
- (4) 文書史料のなかでトゥサン・ルヴェルチュールの署名が現われるのは 1793 年になってからである。トゥサンが黒人たちに向けて発した 1793 年 8 月 29 日の宣言の冒頭には、「兄弟諸君、私はトゥサン・ルヴェルチュールである。私の名は多分諸君もよく知っていることだろう」とある。参照, Korngold, p. 101 ; James, pp. 125-126 ; Steward, p. 75 ; Césaire, p. 191.
- (5) Redpath, pp. 74-75 ; Korngold, pp. 100-101 ; Leyburn, p. 25, n. 16 ; James, p. 126 など。
- (6) Korngold, p. 101. 《Papa Legba》については Perusse, *op. cit.*, p. 61 も参照。
- (7) Constitution de la Colonie Française de Saint - Domingue, du 17 août 1801, dans : *La Révolution Française et l' Abolition de l' Esclavage, Textes et Documents*, (1968, Paris), t.XI, N° 18.
- (8) 代表的には ott, p. 128
- (9) James, p. 91 ; Korngold, p. 57 ; Tyson, p. 12 など。『両インド史』研究の側からの同様の指摘としては, A. Feugère, *Un précurseur de la Révolution : l' Abbé Raynal, 1713-1796*, (1922, Angoulême), p. 419
- (10) 拙稿「世界史認識と植民地 (I) ——レナール『両インド史』の検討をとおして——」(本誌第 31 巻第 1 号, 1980 年), 4 頁。また, デイドロの協力執筆については, 大津真作「啓蒙の植民史へのデイドロの寄与」(『思想』, No. 724, 1984 年 10 月号, 247-266 頁) が詳しい。
- (11) G. T. F. Raynal, *Histoire philosophique et politique des établissements et du commerce des Européens dans les deux Indes*, 2^e éd., (1774, La Haye), t. 4, p. 226. ここでは, 第 2 版から訳出したが, 初版および第 3 版との異同, ならびに, 筆者のいう「『両インド史』における植民地解放主体論」については, 拙稿「世界史認識と植民地 (II)」(本誌第 31 巻第 2 号, 1981 年) を参照されたい。
- (12) Panphile de Lacroix, *Mémoires pour servir à l' histoire de la Révolution de Saint-Domingue*, (1819, Paris), cité par Tyson, p. 85
- (13) J. Fabre, *Les Pères de la Révolution. De Bayle à Condorcet*, (1910, Paris), p. 525
- (14) G. Martin, *Histoire de l'esclavage dans les colonies françaises*, (1948, Paris), p. 277
- (15) James, p. 250
- (16) *Le Monde*, 1983 年 3 月 22 日および 4 月 7 日付による。

3 サン＝ドマングの階級構成

これまで筆者は、黒人奴隷制やプランテーションの在り方について概観しながらも、サン＝ドマングの階級構成については、言及するのをあえて避けてきた。それは、ハイチ革命の展開過程における各層の対応の仕方を念頭におく必要があったからである。換言すれば、黒人の蜂起は諸階級間の対抗関係の在り方を一挙に顕在化させることとなるのである。

サン＝ドマングの階級区分として伝統的に採用されてきたのは、「大白人」(grands blancs)、「小白人」(petits blancs)、「有色自由人」(hommes de couleur libres)、「奴隷」(esclaves) という4区分論であり、それはすでに、フランス革命期にみられるものである。例えば、ブリッソは先述のブランシュランド報告をうけて、1791年12月1日の国民議会で次のように演説している。

「サン＝ドマングの騒擾(troubles)の諸原因を考察するなら、この騒擾が地方的な原因によるものであることが判る。騒擾は、諸島の人口の多様性、この地において支配的で、諸個人と集団とを導く世論の多様性に起因するものである。したがって、その多様性について知ることが重要である。

サン＝ドマングの人口は、これを4つの階級(classe)に区分することができる。すなわち、大所有を持つ白人コロン(colons blancs ayant de grandes propriétés)、所有なく勤労によって生活する小白人(petits blancs sans propriétés, et vivant d'industrie)、所有または誠実なる勤勉さを有する有色自由人(gens de couleur ayant une propriété ou une industrie honnête)、さいごに奴隷(esclaves)、これである。⁽¹⁾」

今日の研究の多くも、基本的にこの4区分を踏襲しているといつてよい⁽²⁾。しかし、これにいくらか加工を施した独自の階級区分も試みられている。例えば、ミシュルは「小白人」と「有色自由人」とを「中階階級」として一括した3階級区分論⁽³⁾、オットは、同じく3区分だが、「大白人」と「小白人」を「白人」に一括した論⁽⁴⁾、また、ウィリアムズは、「大白人」を内部の利害対立を考慮してさらに2つの層に分けた5区分論を提示しているのである⁽⁵⁾。こうした独自の階級区分が、4階級区分の変型として構想されることになる究極の要因は、ひとつに「大白人」の、いまひとつに「有色自由人」の利害の錯綜、多様性にあると思われる。

そこで以下では、とくに「大白人」と「有色自由人」に関してやや詳しく論及しながら、階級構成を概観することとしたい。

植民地社会の頂点に位置するのは、大規模プランテーションの所有者、大貿易商人、総督をはじめとする文・武の上級官僚などからなる「大白人」である。彼らは一様に、本国における革命の進行、またとりわけ、「人権宣言」の原理が植民地にまで波及して黒人奴隷制が廃止される動きを警戒し、これを阻止しようとする。「大白人」の利害を本国で代弁したのが、国民議会に議席を占めることとなったいわゆる「サン＝ドマング代議員」(6名)と「フランス植民者連絡協会」(Société Correspondante des colons Français, 通称「マシャック・クラブ」le Club de l' Hôtel Massiac) である⁽⁶⁾。

「大白人」は本国が定める植民地制度に全面的に同意していたのではない、とりわけ不満だったのは、コルペール以来採用されてきた「排他制」(Système de l' Exclusif) である⁽⁷⁾。18世紀後半、わけても7年戦争以降になって幾分緩和されたとはいえ、植民地の対外貿易は重大な制約の下にあったからである。革命前夜の時点での「緩和された排他制」(l' Exclusif mitigé) の内容を、1784年8月30日の裁定によって示せば、次のとおりであった。植民地貿易においては原則として、植民

地産品を本国以外へ輸出することおよび植民地に外国産品を輸入することを禁止し、また植民地＝本国間の海上輸送はフランスの船舶に限ることとする。ただし、サン＝ドマングにあってはル・カップ、ポール・ト・フランス、レ・ケーユの3港、マルチニックのサン＝ピエール、ガドループのポワン＝タ＝ピトル、トバゴのスカルバプフ、サント＝リュシーのカレナージュの都合7港を「開港」(entrepôt)とし、これらの港都に限っては、家畜、木材、皮革、毛皮、樹脂、タール、石炭、塩漬牛肉・魚肉、米、トウモロコシ、野菜(以上輸入)、糖蜜、ラム酒、ヨーロッパ産品(以上輸出)の品目について外国との取引きを許可する。——輸入許可品目から穀物と黒人奴隷が、また輸出許可品目からは砂糖、コーヒー、インディゴ、コットンなどの仏領西インド植民地の基軸の商品が除外されていることにあらかじめ注意されたい。

しかるに、1789年3月31日、当時のサン＝ドマング総督デュ・シロオは外国産の穀物とビスケットの輸入を6月30日までの向こう3箇月間、また「開港」に限って許可する旨布告し、ついで同年5月9日には、1789年8月1日から1794年8月1日までの5年間、南部州のレ・ケーユ、ジェレミー、ジャクメル⁹⁾の3港について、1784年裁定による許可品に加えて黒人奴隷、穀物、塩漬食品の輸入、砂糖その他の植民地産品の輸出を許可する旨布告したのだった。前者は本国における穀物危機によってサン＝ドマングへの供給が激減することが予想されたための、いわば「緊急避難」的措置といえなくもないが、後者は「排他制への公然たる違反」を意味していた¹⁰⁾。

筆者自身の検討によれば、フランス旧植民地体制は構造的矛盾をかかえており、それは、サン＝ドマングを中核とする仏領西インド植民地への「供給問題」(ravitaillement)において集中的に現われている。フランスの旧植民地体制は、これを18世紀後半、すなわち七年戦争によってカナダを喪失し、東インドにおいても既得の権益から大幅な後退を余儀なくされた時点でみるならば、西インド植民地をほとんど唯一の構成部分とするものであった。ところで、これらの西インド植民地は、砂糖、コーヒー、インディゴ、コットンなどの熱帯性産品をモノカルチャー的に栽培することにこそ意味があるとみなされたから、副次的食料品として栽培されたマニオク、トウモロコシ、バナナなどを除けば、ほとんどすべての食料と生産手段は植民地の外に求めなければならなかった。しかるにフランスは、仏領西インドにおける再生産を保障するのに不可欠な供給問題を、その旧植民地体制の枠内では決して十全に解決しえたのではなかったのである。フランスが結局、部分的とはいえ「排他制」を緩和せざるをえなかった事実が、この間の事情を有弁に表明しているといつてよからう。タラードによれば、1788年仏領西インドの「開港」に入港した船舶のうち、フランス船は409隻だったのに対して、合衆国、スペイン、イギリスなどの外国船は1,935隻にも達している。この数値は、「排他制」の下での密輸の盛行をも同時に暗示するものである。密輸は、事柄の性格上、統計の数値をもって示すことはできないが、「18世紀における西インド諸島の貿易の本質的要素をなした」ことは、同時代人の指摘にもみられるところである。ハイチ革命前夜に限定すれば、同じタラードの研究によれば、フランスから西インド植民地への穀物輸出力は1787年で270,441樽(うちサン＝ドマングへは199,236樽)だったが、1789年には20,510樽(同15,974樽)へと激減した¹¹⁾。不足分を補ったのは外国との密輸であり、あるコロンは1790年初頭に本国の娘に宛てて、「心配ありません。私たちは、イギリスが供給してくれているお陰でパンには不足していませんから。イギリスなしでは私たちは餓死してしまうでしょう¹²⁾」と書送っているのである。けだし、今やフランスに残されたほとんど唯一の、しかし通商上はもっとも価値の高い植民地たる仏領西インドに対して、重商主義的・植民地主義的収奪を強化することは、同時に「排他制」の空洞化＝フランス旧植民地体制の弛緩を惹起せざるをえず、かくして、フランス旧植民地体制の構造的矛盾は解消されるどころか増幅するほかないという悪循環を生み出したのである¹³⁾。

「大白人のフロンド」は、こうした背景をもっていたが、一層重要なことは、それが貿易上の問題にとどまらず、政治的分離運動とも連動していたことである。すなわち、北部州の白人コロンがまず「北部州の排他的権力機関」を標榜して「サン＝ドマング北部州議会」(Assemblée Provinciale du Nord de Saint-Domingue)を組織したのをはじめ、さらに1790年4月15日には全サン＝ドマングを包括する植民地議会として、「仏領サン＝ドマング全体議会」(Assemblée Générale de la Partie Française de Saint-Domingue——議会在西部州のサン＝マルクで開催されたため「サン＝マルク議会」とも俗称された)が発足するに至るのである。「サン＝マルク議会」は1790年5月28日に「サン＝ドマング憲法」を独自に制定して、「内政に関する法制定権は仏領サン＝ドマングに在る。国民議会は、先行の諸法令、就中人権宣言により祝聖された諸原理を破棄せずして、サン＝ドマングの内政に関する法の制定をなしえない。通商その他の諸関係については、当事者間に新たな契約が締結されるものとする」(前文)、「国民議会の法令は、全体議会の同意がなければ実施されない」(第6条)などとうたい、さらに7月20日には、「サン＝ドマングの全港を外国に開放する」ことをも決議したのであった⁽¹²⁾。

本国議会は1790年10月12日、「サン＝マルク議会」の解散を決議し、これに代わる新しい植民地議会の編成を命じた。その新しい植民地議会が、先のヌフシャトオの書簡やブランシュランド報告に「植民地全体議会」または「全体議会」など出てくる「サン＝ドマング全体議会」(Assemblée Générale de Saint-Domingue)である。開催地をル・カップに移して改編された植民地議会の政治的傾向は、しかし、旧来のそれとほとんど変わるところがなかったのであり、それは、黒人蜂起への対応の在り方にみられたとおりである。

サン＝メリの推定で28,000人からなる「有色自由人」は、前々稿でふれたように、「黒人法典」の解放規定による「解放奴隷」(affranchi)、白人との通婚によって自由身分となった「混血児」(mulâtre)などからなる。「有色自由人」の一部は旧奴隷主のプランテーションに所属するが、多くは、若干の土地と奴隷を所有して小規模なプランテーションを経営している。サン＝ドマングの全体では、彼らは「全奴隷の3分の1と全農場の4分の1を所有している⁽¹³⁾」とも、あるいは「土地の10分の1と5万人の奴隷を持っている⁽¹⁴⁾」ともいわれる。有色の有産階級たる「有色自由人」は、少なくとも経済的には、「小白人」と同質化しつつあると考えられる。両者を敵対させているものは、純粋に「色」の問題である。他方、黒人奴隷に対しては、等しく有色人であることによって共感を寄せることもなくはないが、同時に、社会的・経済的立場の違いを露骨に表明し敵対することも少なくない。

「有色自由人」の主張はきわめて単純かつ明解である。すなわち、例えば端的には、1791年1月30日の国民議会に提出された公開状に述べられているように、「有色自由人」の「自由」は現行法たる「黒人法典」の諸条項が明記しているところである。したがって、能動市民たる「有色自由人」は「人権宣言」が定める諸権利を享受しうるはずであり、わけても、その保証として、国民議会および植民地議会への代表権が承認されてしかるべきである⁽¹⁵⁾。

フランス本国では、混血児のヴァンサン・オジェ(Vincent Ogé)とジュリアン・レイモン(Julien Raymond)のふたりが、国民議会、「マシャック・クラブ」、「黒人の友の会」などへの要請行動を精力的に続けていたが、徒勞に終わっていた。しかるに、1790年10月にサン＝ドマングに帰島したオジェは、彼の兄弟や混血児のシャヴァンヌら数百人とともに蜂起したが、捕えられ、処刑された(1791年3月9日)。オジェとシャヴァンヌの処刑がきわめて残酷な方法で執行されたこともあって⁽¹⁶⁾、この「オジェ事件」は、1791年5月になって国民議会が「有色自由人」の参政権問題をはじめて本格的に論議するひとつの契機となった。1791年5月の論争については旧稿でややたちいって検討した

ことがあるので詳細は省くが、さしあたり次の2点が重要である。第1. 5月15日の法令ははじめて「有色自由人」の参政権を承認した。ただし、「自由人を父母とする者」という限定が付されたため、この法令の実施によって参政権を行使できるのは、わずか400名と推定され、「有色自由人」とってはきわめて不満な内容であった。第2. この論議の過程で特別に発言を許されたレイモンは次のように演説した。「諸君は、われわれが能動市民たる資格を得たとき、黒人奴隷と互いの救済のための同盟を組むとでも考えるのか。否、たとえ黒人が蜂起してもわれわれは蜂起しない。黒人を奴隷制の下で維持することに利害をもつ有色自由人は白人と同盟することであろう。」(傍点筆者⁽¹⁷⁾)

先のブランシュランド報告にあった北部州の「有色自由人」の対応=共同の申し出も、この「白人=有色自由人同盟」論と軌を一にしたものであるが、1791年9月11日には、西部州の州都ポール・ト・プランスの白人と「有色自由人」との間でひとつの協約が締結されるに至った。全11箇条からなる協約は、北部の黒人蜂起が西部にも波及しつつある切迫した状況下で、「共通の敵」に対処すべく、「有色自由人」が提示する諸要求を白人側が受諾するという形でまとめられている。主要な点を列挙しよう。①白人市民と有色市民は提携をなす。②白人市民は5月15日の法令——未だ公式には報知されていないが——の施行に決して反対しない。③有色市民は植民地議会に代表権をもつ。④人権の剥奪は廃止され、オジェ、シャヴァンヌらの人権と名誉の回復をはかる。⑤信書の秘密、出版の自由を保障する⁽¹⁸⁾。

国民議会が最終的にすべての「有色自由人」の政治的諸権利を承認したのは、1792年3月24日の法令によってであり、彼らは、国王がこの法令を批准した日(1792年4月4日)にちなんで、「4月4日の市民」(citoyen du 4 avril)と呼ばれた。ともあれ、このようにして「有色自由人」は、黒人蜂起をきっかけとして、かつまたこれに敵対することによってはじめて、自らの「自由」を《de facto》なものとして獲得しえたのである。

註

- (1) *Archives Parlementaires*, t. XXXV, p. 475
- (2) 代表的には, Martin, *op. cit.*, pp. 112-116
- (3) Michel, pp. 25-32
- (4) Ott, pp. 9-21
- (5) ウイリアムズ, 前掲訳書, (1), 319頁
- (6) 「マジャック・クラブ」については, G. Debien, *Les colons de Saint-Domingue et la métropole. Essai sur le Club Massiac (Août 1789 - Août 1792)*, 1953, Paris. を参照
- (7) 「排他制」については別の機会に検討したことがある。拙稿「フランス旧植民地体制の諸問題(1)」(札幌短大・札幌商大『論集』, 第13号, 1974年), および「同(II)」(本誌, 第27巻第2号, 1977年)。
- (8) J. Tarrade, *Le commerce colonial de la France à la fin de l'ancien régime. L'évolution du régime de «l'exclusif» de 1763 à 1789*, (1972, Paris), t. 2 pp. 700-712
- (9) *Ibid.*, t. 2, p. 705
- (10) G. Debien, *Lettres de Colons*, (1965, Laval), p. 249
- (11) 拙稿「世界史認識と植民地(II)」, 30-32頁も参照されたい。
- (12) J. Saintoyant, *La colonisation française pendant la Révolution*, (1930, Paris), t. 1, pp. 454-456
- (13) *Archives Parlementaires*, t. XXVI, p. 67
- (14) Gouy d'Archy, *Idées Sommaires sur la Restauration de Saint-Domingue*, (1792, Paris), p. 8 (筆者未見, Stoddard, p. 46による)。
- (15) *Archives Parlementaires*, t. XI, pp. 400-401
- (16) 処刑は以下のような判決文に従って行なわれたという。「生きているうちに両腕, 両脚, 大腿部, 脊椎骨を潰し, しかる後に身体を車輪に乗せるべし。顔は天に向け, 神が彼らの生存をお許しになる間はそのようにしておくべ

し。そして死に至ったなら、首を切り落とし、これを柱の上に晒すべし。」参照, Coulon, *op. cit.*, t. II, p. 53; Perusse, *op. cit.*, p. 77

- (17) 前掲拙稿「フランス革命の植民地問題」, 10~13 頁
- (18) *Archives Parlementaires*, t. XXXV, pp. 131-134

(本学助教授・岩見沢分校)